



TEL 082-227-3331

FAX 082-227-3453

〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com>E-mail yr@yoshidaroumu.com

雇用保険料率が引き上げとなります

期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

事業の種類	被保険者負担分 給与・賞与より 控除する料率	事業主負担分	雇用保険料率 (被保険者+事業主分)
一般	1000分の 6	1000分の 9.5	1000分の 15.5
建設業	1000分の 7	1000分の 11.5	1000分の 18.5
農林水産業・清酒製造の事業	1000分の 7	1000分の 10.5	1000分の 17.5

※令和5年4月以降に支払われる給与・賞与の計算時にご注意ください。

令和5年3月1日より健康保険料率・介護保険料率が変わりました

● 健康保険料率・・・引き下げ

令和5年2月までの保険料率

1000分の100.9

〔本人・会社負担分それぞれ
1000分の50.45〕

令和5年3月からの保険料率

1000分の99.2

〔本人・会社負担分それぞれ
1000分の49.6〕

● 介護保険料率・・・引き上げ

令和5年2月までの保険料率

1000分の16.4

介護保険に該当(40歳～64歳)の方は、健康保険と介護保険を合わせて

1000分の117.4(本人・会社負担分それぞれ**1000分の58.7**)となります。

令和5年3月からの保険料率

1000分の**18.2**

※ 令和5年3月1日以降に支払われる賞与にも上記変更の保険料率が適用されます。
給与では保険料の当月引(3月分給与より)、翌月引(4月分給与より)の会社があるため、当事務所より変更月ならびに各人の保険料額一覧表をお渡ししますので、ご確認下さい。